

武力攻撃原子力災害への対処に関する措置

①平素からの備え、体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障壁の設置等の警戒態勢の整備(原子力事業者) ○原子力防災組織等の体制の整備(原子力事業者) ○現在、常時警戒警備を実施(警察、海上保安庁) ○危機管理マニュアルの策定(文部科学省、経済産業省、国土交通省) ○モニタリングの実施又は支援体制の整備(国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者) ○訓練の実施(国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者) ○物資、資機材の整備、点検(国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者) ○国民に対する啓発(国、地方公共団体)
②活動体制の確立、応急対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報(原子力防災管理者) ○<u>応急対策の実施に係る公示の発出(対策本部長)</u> ○都道府県知事に対する応急対策に関する指示(対策本部長) ○<u>現地対策本部の設置(内閣総理大臣)</u> ○<u>武力攻撃原子力災害合同対策協議会の組織(国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者)</u> ○<u>応急対策(住民の避難、情報の収集、被災者の救難救助、応急の復旧、犯罪の予防、緊急輸送の確保、消火活動、汚染の拡大防止等)の実施(国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者)</u>
③モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>緊急時モニタリングの実施(都道府県)</u> ○放射線量の測定等の実施(原子力事業者) ○モニタリングの支援(国、地方公共団体、指定公共機関)
④原子炉の運転停止	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>実用発電用原子炉等について、代替電力の確保など原子炉の運転停止に向けて必要な措置の実施(原子力事業者)</u> ○<u>実用発電用原子炉等の運転停止命令(経済産業省)</u> ○<u>試験研究用原子炉等の運転停止(文部科学省、原子力事業者)</u> ○電力供給の確保、施設及び運転要員の安全確保等の措置の実施(国、指定公共機関、原子力事業者)
⑤安定ヨウ素剤の服用	<ul style="list-style-type: none"> ○安定ヨウ素剤の備蓄状況確認(地方公共団体) ○避難住民等に対する安定ヨウ素剤の服用措置の指示(対策本部長) ○<u>避難住民等に対する安定ヨウ素剤の服用指示(地方公共団体)</u>
⑥飲食物の摂取制限	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等に関する関係機関に対する要請(国)</u> ○<u>汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等の実施(地方公共団体)</u>
⑦事後対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>応急対策の実施に係る公示を取り消す旨の公示の発出(対策本部長)</u> ○<u>事後対策(放射線量等に関する調査、健康診断等)の実施(国、地方公共団体、指定公共機関、原子力事業者)</u> ○安否情報の収集、提供(国、地方公共団体等) ○被災情報の収集、公表(国、地方公共団体等)